

# 船舶事故調査報告書

平成30年6月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年12月19日 06時54分ごろ
発生場所	千葉県銚子市 <small>いぬぼう</small> 犬吠埼北東方沖 犬吠埼灯台から真方位029° 13.6海里付近 (概位 北緯35° 54.4′ 東経141° 00.2′)
事故の概要	漁船第一高栄丸 <small>たかえい</small> は、南東進中、また、漁船寿丸 <small>ことぶき</small> は、北北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年12月25日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第一高栄丸、19トン IG2-2565（漁船登録番号）、株式会社第一高栄丸 B 漁船 寿丸、8.5トン CB2-60254（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 機関室出入口に破損、煙突に曲損 B 両舷船首部の手摺 <small>す</small> りに破損、右舷中央部外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 西南西、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、約3ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）でえい網しながら南東進中、船長Aが、操舵室内のテレビで天気予報を見ていたところ、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、約5.5knの速力で引き縄漁をしながら北北西進中、船長Bが、右舷船尾部で引き縄漁の仕掛けを調整していたところ、A船と衝突した。
分析	A船は、南東進中、船長Aが、操舵室内のテレビで天気予報を見ていて見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、北北西進中、船長Bが、右舷船尾部で引き縄漁の仕掛けを調整していて周囲の見張りを行っていなかったことから、A船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が南東進中、B船が北北西進中、船長A及び船長Bが共に周囲の見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 作業中は、テレビを見ることや仕掛けを調整することに注意を向け過ぎないようにし、周囲を確認するなどして常時適切な見張りをを行うこと。</li></ul>
--	---